

# 博士学位論文審査要旨

2016年12月9日

論文題目： 韓国における親の離婚を経験した子どもの支援に関する基礎研究

学位申請者： 姜 民護

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 社会学研究科 教授 上野谷 加代子

副査： 岡山県立大学 名誉教授 中嶋 和夫

要 旨：

近年の韓国社会においては、離婚経験児の増加とともに彼らの適応問題がクローズアップされている。そこで、本研究では、離婚経験児の適応向上をねらいとして、「必要な支援の提示及び検討」と「支援施設による支援提供上の課題分析」を柱とした離婚経験児の支援の在り方について論述している。

本研究では5つの研究課題を設定し、検討・検証・分析を行っている。研究課題1では、離婚経験児を対象とした先行研究の検討。研究課題2では、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度及び適応測定尺度の開発。研究課題3では、離婚経験児の日常生活ストレス認知を独立変数、適応を従属変数とした因果関係モデルの検証とそれに基づいた支援への提示である。ここでは尺度の開発及び因果関係モデルの検証を行い、構造方程式モデルにて統計解析を行っている。研究課題4は、離婚経験児に関連した支援施設としての総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターによる支援内容との比較検討である。そして研究課題5では、離婚経験児に関連した支援施設としての健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析である。

結果、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針が、離婚経験児の支援の在り方として最も重要であるという知見を得たとしている。子どもは親の離婚によって直面する出来事に関連した従来の視点を否定する結果が得られている。すなわち、子どもは支援の実施有無の選択を希望し、決定できる能動的な存在であるということが実証的に検証されている。

本研究の成果は、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布等の予防的支援、また離婚経験児の選択の自由に関する権利保障を周知させる教育等を指摘していることである。また事後的支援として、親及び兄弟、本人という当事者と友人及び教師等の関係者に対する離婚理解教育等の必要性を指摘していることである。

本研究の課題として、量的研究では把握できない離婚経験児の日常ストレスを質的研究で掘り下げる必要があること等があげられる。しかしながら、論理的に一貫した構成と内容を有していること、この分野における研究を発展させるに足る知見が見いだせたといえる。

よって、本論文は、博士（社会福祉学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2016年12月9日

論文題目： 韓国における親の離婚を経験した子どもの支援に関する基礎研究

学位申請者： 姜 民護

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 社会学研究科 教授 上野谷 加代子

副査： 岡山県立大学 名誉教授 中嶋 和夫

要 旨：

2016年12月8日（木）13時30分から1時間にわたり、外国語能力試験（英語、日本語）を実施した。また、14時45分から1時間にわたり、申請者による公開学術講演会を溪水館1階会議室にて行った。さらに17時15分から45分間、上記の審査委員による口頭試問を行った。

外国語能力試験では研究に必要な外国語にも通じており、十分な実力を有していることが判断できた。公開学術講演会においては、申請者は博士学位申請論文内容に関する講演を行い、本論文の独自固有性を明快に披露し、体系的かつ実証的研究による課題と仮説モデルの有効性を論証した。講演会出席者から出された質問に対しても的確な回答をした。また口頭試問では、審査委員からの学位申請論文内容と社会福祉学に関する質疑に対して十分な応答をした。豊かな知識、学力を有していることを証明した。

以上のことから総合試験は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目：韓国における親の離婚を経験した子どもの支援に関する基礎研究

氏名：姜民護

要旨：

近年、韓国社会では親の離婚を経験した子ども（以下、離婚経験児という）の増加とともに、彼らの離婚後に変化した環境に対する適応問題が顕著化されつつある。ただし、離婚経験児の適応向上のための適切な支援方針と支援策の不在、それに加えて離婚経験児を対象とした支援施設による支援提供上の課題が指摘されている。そのため、本研究は離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることを狙いに、新たな支援方針及び支援への検討と支援施設による支援提供上の課題分析を行うことを目的とした。また、前記目的を達成するために4つの研究課題を設定した。

第1に、「離婚経験児を対象とした先行研究の検討（研究課題1）」についてである。主に韓日の先行研究に対する検討を行った。韓日の代表的なデータベースである「DBpia（韓国）」と「Kiss（韓国）」、「CiNii（日本）」、「Google Scholar（共通）」を用いて韓国から46本、日本から22本の先行研究を抽出した。定性的側面から研究対象、研究方法、研究結果という枠組みを設けて分析を行った。その結果として、韓国の先行研究に対する検討から自尊心、明るくて変化によく適応する子どもの気質、問題解決型対処、親の離婚に対する子どもの知覚、レジリエンス、心理的不安が「適応問題」の先行要因（独立変数）として機能していることが明らかになった。しかし、先行研究での研究モデルは理論に基づいて構築されておらず、因果関係より相関関係に近いと判断できる。このことから、理論に基づいた研究モデルの従属変数として「離婚経験児の適応」を設定し、その先行要因を明らかにする必要性が示唆された。日本の先行研究に対する検討から子どもは親の離婚紛争のみならず、離婚前後における出来事によって否定的、または肯定的な影響をうけていることが明らかになった。また、子どもは親の離婚によって直面する出来事とその影響の中で悩みながらも、それを乗り越えようとしていた。このことから、離婚経験児を理解する上で、彼らがどのような出来事を経験してきたのかを十分に考慮すべきであることが示唆された。また、支援提供にあたって子どもを「支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」として捉えなければならないことも示された。韓日の先行研究に対する検討結果からは、理論に基づき「離婚経験児の適応」を従属変数、「離婚前後における多様な出来事」を独立変数とした因果関係モデルを構築・検討する必要性が示唆された。その際、離婚経験児を「離婚前後における多様な出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」として捉えなければならない。

第2に、「離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度及び適応測定尺度の開発（研究課題2）」、「離婚経験児の日常生活ストレス認知を独立変数、適応を従属変数とした因果関係モデルの検討（研究課題3）」についてである。具体的には、研究課題1の結果のうち、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」という日本の先行研究に対する検討結果に基づき、測定可能な尺度を開発した。次いで、韓日の先行研究に対する検討結果とLazarusらのストレス認知理論に基づき、離婚経験児の「適応」を従属変数、前記開発尺度を独立変数とした因果関係モデルを構築・検討した。測定尺度は、因子構造の側面からみた構成概念妥当性を確認的因子分析にて、内的整合性の側面からみた信頼性をKR-20で検討することによって開発した。また、因果関係モデルは構造方程式モデリングで検討した（因子構造モデル及び因果関係モデルのデータへの適合性は、CFIとRMSEAにて評価）。調査方法として韓国の離婚経験児322名を対象に、郵便法による質問紙調査を実施した（統計解析には、欠損値を有

さない 144 名のデータを使用)。調査内容は基本属性、離婚経験児の日常生活ストレス認知（第一次因子を「親の離婚に対する不満感」「経済的逼迫感」「環境変化に関連する不安感」「面会交流に対する負担感」「差別に対する怒り」で構成し、「離婚経験児の日常生活ストレス認知」を第二次因子とする二次因子構造モデル）、適応（第一次因子を「不安行動」「萎縮行動」で構成し、「適応」を第二次因子とする二次因子構造モデル）で構成した。その結果、まず、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度(CFI=0.997, RMSEA=0.017, KR-20=0.887)と適応測定尺度(CFI=0.958, RMSEA=0.068, KR-20=0.812)の構成概念妥当性、並びに信頼性が統計学的に支持された。次いで、離婚経験児の日常生活ストレス認知は適応と正の関係を示していた(CFI=0.954, RMSEA=0.039, パス係数=0.764)。この結果から「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と「予防的支援」「事後的支援」が6つずつ提言できた。この予防的・事後的支援は、それぞれ独立変数である離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応に取り組んだ支援である。具体的に、予防的支援（離婚経験児の日常生活ストレス認知への取り組み）は、①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布、②両親（養育親と非養育親）に対し、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育、③養育親と非養育親の一方による拒否によって面会交流が成立しないような場合に、拒否する人を納得させる支援、④他人による差別の改善を目指した支援、⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援、⑥経済的苦労に取り組んだ支援である。事後的支援（適応への取り組み）は、①親及び兄弟、本人という当事者と、友達及び教師等の関係者に対する離婚理解教育、②文化的・学習的支援という経済的支援、③親子コミュニケーション方法教育、④離婚後の親の役割及び養育教育、⑤育児・養育補助員の派遣支援、⑥自尊感情の強化支援である。

第3に、「支援施設による支援提供上の課題分析（研究課題4）」についてである。ここでは、研究課題2・3の示唆、すなわち、「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と「予防的・事後的支援」を如何にすればより有効的に提供できるのかを、支援施設による支援提供上の課題という側面から検討した。具体的には、支援施設による支援提供上の課題を「離婚経験児の支援施設に対する利用を低下させるリスク要因」に操作的定義し、そのリスク要因分析を行った。支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターを取り上げて面接調査（半構造化面接法）を行った。対象者は、健康家庭支援センター7ヶ所とひとり親家族支援センター5ヶ所から各1名ずつ、全12名であり、狭義のKJ法にて分析を行った。その結果、健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因として、25個のラベルから2つの中グループと1つの小グループを抽出することができた。中グループ1)「健康家庭支援センターの構造的問題」は、小グループ(1)「予算不足の問題」と小グループ(2)「人材不足の問題」、小グループ(3)「柔軟ではないマニュアル問題」で構成されている。また、中グループ2)「ひとり親家庭をめぐる問題」は、小グループ(4)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(5)「ニーズの偏り問題」、小グループ(6)「ひとり親家庭に対する偏見問題」で構成されており、独自に小グループ(7)「センターに対する認知の低さ」が抽出された。次いで、ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因として、25個のラベルから2つの中グループと3つの小グループを抽出することができた。中グループ1)「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」は、小グループ(1)「予算のうち、運営費不足の問題」と小グループ(4)「人材不足の問題」で構成されている。また、中グループ2)「ひとり親家庭が抱える問題」は、小グループ(5)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(6)「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」で構成されている。なお、独自に小グループ(2)「センター数の不足問題」と小グループ(3)「不安定な雇用問題」、小グループ(7)「ニーズ・アセスメント未実施の問題」が、ひとり親家族支援センターの利用を低下させていた。小括では、各リスク要因に対する信頼性の担保に努めるために関連データを根拠として提示しながら、リスク要因への取り組みの重要性について強調している。

第4に、総合考察では、4つの研究課題に対する検討・分析を通して得られた離婚経験児の適

応向上を目指す支援に対する新たな知見として、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の明文化の必要性、予防的・事後的支援に対する開発・強化・普及の重要性、ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保について考察を行った。まず、「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」については、前記支援方針を実践現場に発信する方法として、国連の子どもの権利条約に対する明文化の必要性を指摘した。次いで、予防的・事後的支援については、現行支援（A市所在の総合社会福祉館98ヶ所、健康家庭支援センター26ヶ所、ひとり親家族支援センター5ヶ所の支援内容）との比較検討を行うことによって、予防的支援①・②・③を新たに開発する支援として、予防的支援④・⑤・⑥と事後的支援①・②・③・④・⑤・⑥を強化・普及する支援として位置づけた。最後に、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターにおける2つの共通リスク要因（「ひとり親家庭をめぐる問題（ひとり親家庭が抱える問題）」と「健康家庭支援センターの構造的問題（ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題）」）に着目し、ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保の必要性について考察した。